

青森県報

第二百四十九号

令和二年
十二月二十一日
(月曜日)

目次

告示

- 保安林の指定解除予定……………(林政課) ……一
 - 青森県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則第二条第二項の規定により知事が指定する漁獲量等の報告者の使用に係る入出力装置……………(水産振興課) ……一
 - 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(同) ……二
 - 区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生……………(同) ……三
 - 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(西北地域県民局) ……三
- 公 告
- 県営林(県民環境林)の立木の売却に係る一般競争入札……………(林政課) ……三
- 選挙管理委員会
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………(事務局) ……四
 - 海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数……………(同) ……五

公営企業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院課) ……五

告示

青森県告示第九百号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和二年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎八二の一・八二の五七・八二の五九・八二の六〇・九七の一・九七の二・一二〇の一(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)、一四の五、字下清水崎一七三の二八四、一七三の二八七

二 保安林として指定された目的

火災の防備

三 保安林を解除しようとする理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第九百一号

青森県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則(令和二年十一月青森県規則第六十号)第二条第二項(同規則第三条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二十六条第一項及び第三十条第一項の規定による報告を行う者が入力する入出力装置を次のとおり指定する。

令和二年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

入出力装置の管理者の名称	入出力装置の設置場所
深浦漁業協同組合	西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三六四の二
風合瀬漁業協同組合	西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川一四五の七先
新深浦町漁業協同組合	西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形四〇六の一
	西津軽郡深浦町大字舳作字下清滝一二四の一先
	西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂三七〇の一 新深浦町漁業協同組合岩崎支所
鱒ヶ沢町漁業協同組合	西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町二〇〇
下前漁業協同組合	北津軽郡中泊町大字小泊字下前二〇七の一
小泊漁業協同組合	北津軽郡中泊町大字小泊字大山長根一二八
竜飛今別漁業協同組合	東津軽郡外ヶ浜町字三厩竜浜一 竜飛今別漁業協同組合竜飛支所
	東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元九一 竜飛今別漁業協同組合東部支所
三厩漁業協同組合	東津軽郡外ヶ浜町字三厩本町九
外ヶ浜漁業協同組合	東津軽郡外ヶ浜町字平館今津尻高一五の三地先
	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本一四七 外ヶ浜漁業協同組合蟹田支所
後潟漁業協同組合	青森市大字六枚橋字磯打二二一
野辺地町漁業協同組合	上北郡野辺地町字野辺地五六八
脇野沢村漁業協同組合	むつ市脇野沢本村無番地
佐井村漁業協同組合	下北郡佐井村大字佐井字糠森一四四の一
奥戸漁業協同組合	下北郡大間町大字奥戸字奥戸村一七三先
大間漁業協同組合	下北郡大間町大字大間字下手道五九の三
風間浦漁業協同組合	下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂一二七
	下北郡風間浦村大字蛇浦字蛇浦九六 風間浦漁業協同組合蛇浦支所
	下北郡風間浦村大字易国間字新町四六 風間浦漁業協同組合易国間支所

大畑町漁業協同組合	むつ市大畑町湊村一九一
関根浜漁業協同組合	むつ市大字関根字前浜一四三
石持漁業協同組合	下北郡東通村大字蒲野沢字石持五〇の一
野牛漁業協同組合	下北郡東通村大字野牛字釜ノ平二五一
岩屋漁業協同組合	下北郡東通村大字岩屋字往来一七二
尻屋漁業協同組合	下北郡東通村大字尻屋字山根六一の二
尻労漁業協同組合	下北郡東通村大字尻労字安部三六の一
小田野沢漁業協同組合	下北郡東通村大字小田野沢字浜通七八の二三
白糠漁業協同組合	下北郡東通村大字白糠字向流一〇九
泊漁業協同組合	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山九九二先
六ヶ所村海水漁業協同組合	上北郡六ヶ所村大字尾駱字野附一二四九
三沢市漁業協同組合	三沢市三川目四丁目一四五の五五二
株式会社八戸魚市場	八戸市大字鮫町字日ノ出町四

青森県告示第九百二一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めため、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和二年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
東津軽郡外ヶ浜町字平館磯山三四三の三 木浪 静雄	外ヶ浜第三区域 外ヶ浜漁業協同組合の地区のうち、字平館磯山の区域	小型定置漁業及び底建網漁業
東津軽郡外ヶ浜町字平館磯山二二三七 木浪 達義		

東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜三八 工藤 忠男	竜飛今別第三区 竜飛今別漁業協同組合の地区のうち、	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であり、主としていかつり漁業
東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜五九の二〇 三浦 茂	及三厩龍浜の地区	
東津軽郡外ヶ浜町字三厩上字鉄二 小林 秀則	三厩区域三厩漁業協同組合の地区	総トン数二十トン未満の漁船により行う漁業であり、主としていかつり漁業
東津軽郡外ヶ浜町字三厩釜野沢二〇 田中 渉	三厩区域三厩漁業協同組合の地区	

青森県告示第九百三三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第三項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和二年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	加入区の名称
青森市大字野内字菊川六七の三二 柿崎 豊	青森市第六加入区
青森市大字野内字菊川一六七の一四 鳥谷部 秀逸	

青森県告示第九百四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧
加入区 の名称	期 間
発起人の住所及び氏名	場 所
大間越 二 西津軽郡深浦町大字大間越字上小屋野九 川村 幹文 西津軽郡深浦町大字大間越字寛六六の三 中村 正太郎 西津軽郡深浦町大字大間越字寛六六の三 中村 利夫	令和二年十二月二十一日から令和三年一月四日まで 大間越漁業協同組合

公 告

県営林（県民環境林）の立木の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和二年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
- 次に掲げる物件（立木）の売却

立第二号	三戸郡階上町大字平内 字江里一七の一ほか四 筆	所 在 地	樹種	林 齢	本数 (m ²) (本)	搬出期間
一	ほか	スギ	四五年生	四、〇三六 二、九七九	三六か月	

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

三戸郡階上町大字平内字江里一七の一ほか四筆
売却する物件の位置図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部林政課

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

八戸市大字尻内町字鴨田七

青森県八戸合同庁舎 四階大会議室

2 日時

令和三年一月十二日(火) 午後一時

3 入札回数

二回

六 入札保証金及び契約保証金

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から原則として十五日以内に全額納入とする。ただし、県と延納の特約を締結したときは、六か月以内において売買代金の延納を認める。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

反した入札は、無効とする。

2 現場説明は令和三年一月六日(水) 午前一〇時までにフォレストピア階上前駐
車場に集合の上、三戸郡階上町大字平内字江里一七の一まで移動して行う。

3 問合せ先

青森県農林水産部林政課森林環境グループ

電話 〇一七―七三四―九五二二

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十八号

令和二年十二月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和二年十二月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二一、八二九 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二二、四二八 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

東津軽郡選挙区 六、五二三 人

西津軽郡選挙区 五、二五五 人

南津軽郡選挙区	六、四六九 人
北津軽郡選挙区	七、五三二 人
上北郡選挙区	二七、四〇九 人
三戸郡選挙区	一九、一五八 人
青森市選挙区	八〇、一八六 人
弘前市選挙区	四九、〇〇二 人
八戸市選挙区	六四、三四〇 人
黒石市選挙区	九、四七〇 人
五所川原市選挙区	一八、七八二 人
十和田市選挙区	一七、三一七 人
三沢市選挙区	一〇、八三〇 人
むつ市選挙区	二〇、六二五 人
つがる市選挙区	九、二四一 人
平川市選挙区	一、六七四 人

青森県選挙管理委員会告示第五十九号

令和二年十二月五日現在における海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第十五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和二年十二月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 東部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
二、四九二人
- 二 西部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
二、〇四四人

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年十二月二十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
重油（日本産業規格 一種二号） 十六万八千リットル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和二年十一月二十六日
- 五 落札者の名称及び住所
富士見総業株式会社
弘前市大字紺屋町一八五
- 六 落札金額
一リットル 五十三円七十九銭
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和二年二月十四日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円